

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

資料編

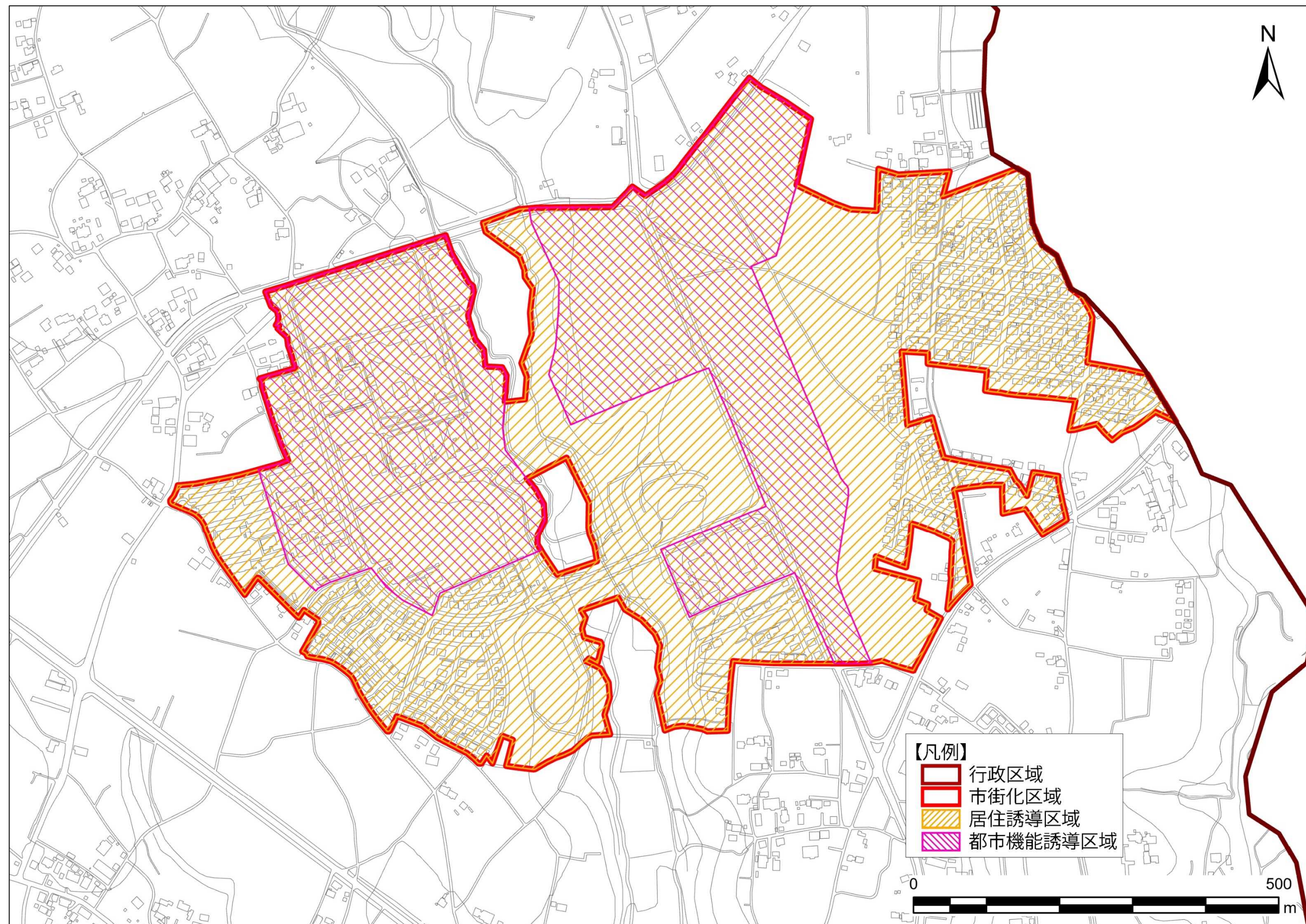
資 料 編

1. 各種誘導区域詳細図

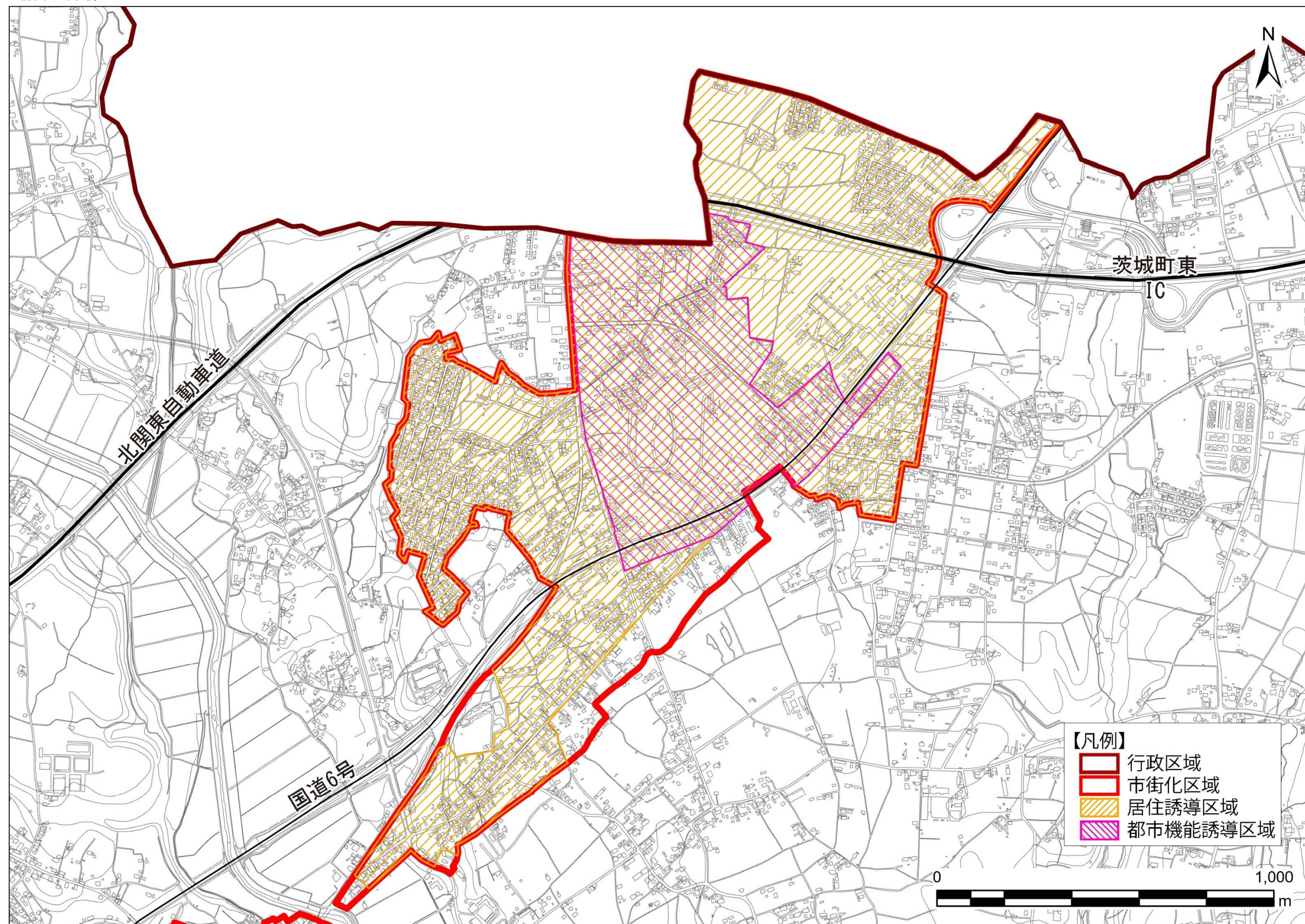
(1) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

本計画で定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域を次のページ以降に示します。

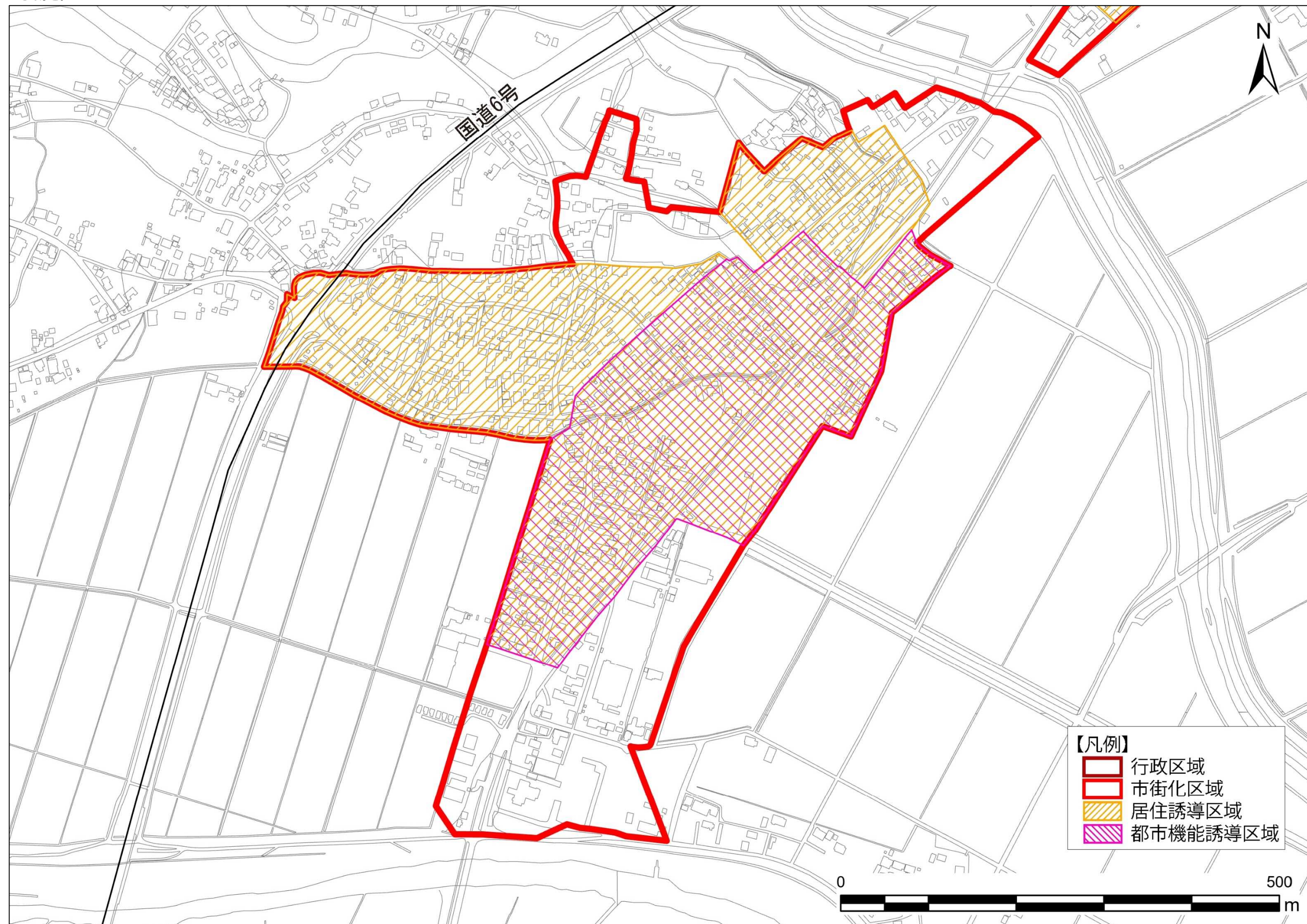
■桜の郷地区



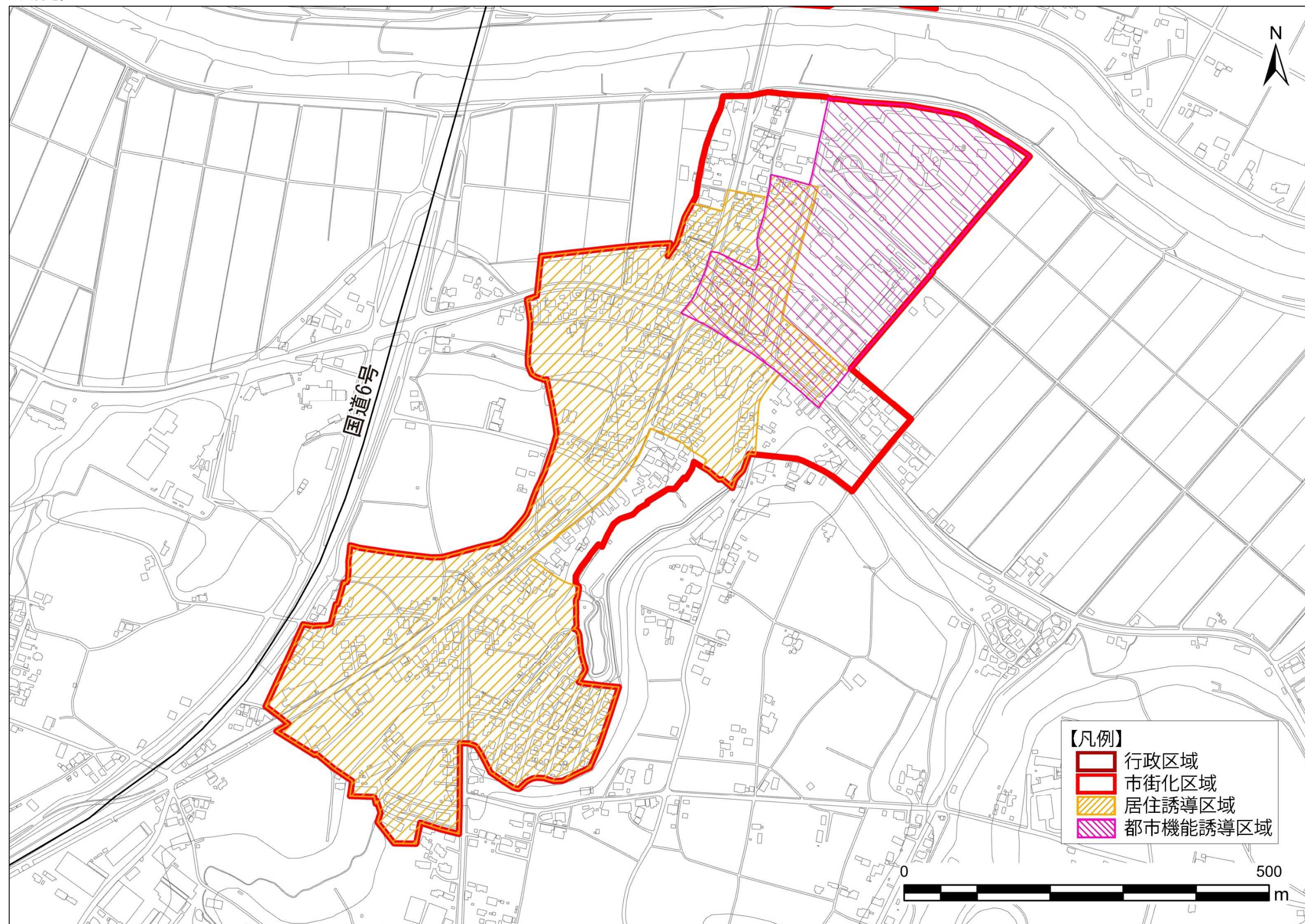
■前田・長岡地区



■小鶴地区



■奥谷地区



2. 作成経緯

(1) 検討の経緯

日付		項目	内容
令和2年 (2020年)	9/28	第1回 茨城県立地適正化計画策定委員会	・立地適正化計画の必要性について ・立地適正化計画の概要について ・茨城町の現況について ・茨城県における策定の方向性について
	3/18	第2回 茨城県立地適正化計画策定委員会	・集約と連携の基本方針について ・居住誘導区域の検討について ・都市機能誘導区域及び誘導施設の検討について
令和3年 (2021年)	9/28	第1回 茨城県立地適正化計画幹事会	・立地適正化計画の概要 ・昨年度までの経過報告 ・防災指針、誘導施策、評価指標と評価方法について
	9/30	第3回 茨城県立地適正化計画策定委員会	・防災指針について ・誘導施策について ・評価指標と評価方法について
	10/21	茨城県連絡調整会議	・立地適正化計画（素案）について
	11/19 ～ 12/3	茨城県立地適正化計画策定に向けた パネル展示	・立地適正化計画（素案）について役場庁舎内にパネルを展示し、町民に計画の概要を周知
	12/13 ～	パブリックコメント	・立地適正化計画（案）について意見公募
	1/11		
令和4年 (2022年)	1/18	第2回 茨城県立地適正化計画幹事会	・県および町関係機関との調整会議の結果について ・パブリックコメントの結果について ・今後のスケジュールについて
	1/26	第4回 茨城県立地適正化計画策定委員会	・立地適正化計画（案）について ・茨城県調整会議の結果について ・パブリックコメントの結果について ・今後のスケジュールについて
	2/8	茨城県都市計画審議会	・立地適正化計画（案）について
	3/31	立地適正化計画 公表	

(2) 茨城町立地適正化計画策定委員会

■ 茨城町立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画を策定するため、茨城町立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、立地適正化計画に必要な事項の調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 任期は、前条第2項に規定する委嘱を受けた日から、令和4年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じて補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、初めて開かれる会議については町長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理)

第7条 第3条第2項第4号に掲げる者につき任命された委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その職務を代理する者（以下「代理者」という。）を会議に出席させることができる。

2 前項の規定により、代理者が会議に出席するときは、その代理者を委員とみなす。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があるとき認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は意見を記載した文書の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事会)

第10条 第2条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市建設部長を充てる。

4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 幹事長は、必要に応じて幹事会に幹事会以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会及び幹事会に関する庶務は、都市建設部都市整備課において行う。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 10 条関係）

町長公室長
総務部長
保健福祉部長
生活経済部長
都市建設部長
教育部長
消防長

■茨城町立地適正化計画策定委員会 委員会名簿（敬称略）

分 野	組織・団体等	氏 名	備 考
学識経験者	茨城大学人文社会科学部教授 茨城町都市計画審議会委員	田中 耕市	委員長
商工	茨城町商工会会長 茨城町都市計画審議会会長	佐藤 勇	副委員長
農業	茨城町農業委員会会長 茨城町都市計画審議会委員	箭原 和敏	
公共交通	一般社団法人茨城県バス協会専務理事	川上 敬一	
子育て・住宅	茨城町子ども・子育て会議会長 茨城町空家等対策協議会会長	東ヶ崎 静仁	
商工・経済	イオンタウン株式会社 イオンタウン水戸南モールマネージャー	北野 和彦	
医療・福祉	茨城町社会福祉協議会常務理事	眞家 誠	
関係行政機関	水戸土木事務所所長	皆川 和彦	～令和 2 年度
		羽成 英臣	令和 3 年度～
町議会議員	茨城町議会 総務・経済建設常任委員会委員長	鳥羽田 創造	～第 3 回
		石川 祐一	第 4 回～
町の職員	茨城町副町長	小林 弘文	

序章

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

資料編

(3) 町民参加

■茨城町立地適正化計画計画策定に向けたパネル展示

展 示 場 所	茨城町役場ロビー
展 示 期 間	令和3年11月19日～12月3日

■パブリックコメント

案 件 名	茨城町立地適正化計画（案）
募 集 期 間	令和3年12月13日～令和4年1月11日
意 見 等 の 数	0件